

証拠説明書 32

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

令和4年1月18日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

外

(甲B号証)

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
96	静岡県第4次地震被害想定調査(第一次報告)第II編	静岡県	平成25年6月27日	写し	第II編目次～II-P.30	基準地震動	南海トラフ巨大地震東側ケースでは、1500ガル以上を想定すべきこと。	静岡県第4次地震被害想定において、レベル2地震(南海トラフ巨大地震)東側ケースを前提とした地震動計算の結果、本件原子力発電所敷地やその周辺の地表最大加速度は1500ガルを上回ること。	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/shiryou.html">http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/shiryou.html</a>	
97	地表位置の距離減衰式から工学的基盤位置の地震動を推定する簡易手法	坂井公俊 外	2011年3月1日	写し	全	基準地震動	地震動による地表加速度と工学的基盤面加速度との関係。	基盤位置での地震動レベルとして、300～400ガル程度の場合に地表面位置でほぼ同程度、それよりも大きな加速度が入力すると、地表面での最大加速度(PGA)が工学的基盤面での最大加速度(PBA)を下回ること。	<a href="https://www.istage.jst.go.jp/article/structcivil/57A/0/57A_0_332/article/-char/ja">https://www.istage.jst.go.jp/article/structcivil/57A/0/57A_0_332/article/-char/ja</a>	